

公売運営要綱

平成5. 4. 1 川企収第37号
区長宛 企画財政局長通知

(目的)

- 1 この要綱は、国税徴収法の規定に基づき、差押えた財産を入札又はせり売りの方法により行う換価処分である公売事務の執行に関する基本的事項を定め、もって公売事務の適正かつ効果的な運営を図ることを目的とする。

(方針)

- 2 公売は滞納処分としての最終的手段である。従って公売以外の徴収方法があれば、できるだけその方法により、税収の確保を図るものとする。

ただし、納税誠意のない滞納者について、公売以外に市税を確保することができない場合は、厳正に公売を実施するものとする。

(公正の原則)

- 3 公売は滞納者の意思にかかわらず、その財産を一方的に売却する処分であることから、滞納者及び権利者に重大な影響を与えることになる。従って、その実施にあたっては慎重かつ公正を期さなければならない。

(執行姿勢)

- 4 公売の執行にあたっては、適正かつ円滑な事務処理が要求されるので、担当者は常に言動に注意し、滞納者及び第三者から非難を受けることのないよう心がけねばならない。

また、そのために関係法令及びその運用につき十分な知識を養って、公売執行にあたらねばならない。

(方法等)

- 5 公売は、市長が行うものとする。

公売は、市税事務所が単独で行う方法(以下「単独公売」という。)と、共同して行う方法(以下「共同公売」という。)に区分する。

(単独公売)

- 6 単独公売は、国税徴収法の例により、「換価事務提要」(昭和43.10.18徴徴2-28

外5課共同国税庁長官通達)、「公売財産評価事務提要」(昭和55. 6. 5徴徴2-9
国税庁長官通達)並びに「公売物件の評価に係る取扱要領」(昭和43. 8. 2川財税
第486号)等に基づいて行い、市長が選任する公売事務担当者と収納対策部収納対
策課の換価担当係長(課長補佐を含む。)が協議するものとする。

(共同公売)

- 7 共同公売は、公売物件を一か所に集め、それぞれの市税事務所ごとに売却する
こととする。

なお、共同公売を計画的、効果的に運営するため、別途要領を定める。

(評価の方法)

- 8 差押物件の評価の方法については、公売財産評価事務提要に基づくものとし
る。

なお、評価方法を具体的に示すため、別途要領を定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 公売等に係る徴取引継事務要領(昭和40. 3. 26川税第166号支所長宛税務局長
通知)は、廃止する。

附 則 一部改正(平成9年3月31日川企指第510号)抄

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 一部改正(平成15年9月16日川財税第567号)

この要領は、通知の日から施行する。

附 則 一部改正(平成19年10月3日川財税第638号)

この要領は、通知の日から施行する。

附 則 一部改正(平成22年4月15日川財税第69号)抄

(施行期日等)

- 1 この要領は通知の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 一部改正(平成24年1月11日川財収第462号)

この要領は通知の日から施行し、平成23年12月5日から適用する。

附 則 一部改正(平成28年3月14日川財税第1246号)抄

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。